

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿新社会福祉事業会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬等について定めたものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、社会福祉法人阿新社会福祉事業会定款第8条及び第21条に定めるとおり支給しない。

- 2 委員の報酬は、社会福祉法人阿新社会福祉事業会評議員選任・解任委員会運営細則第5条に定めるとおり支給しない。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の費用弁償)

第4条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、及び委員が委員会に出席したときは、別表1により費用弁償することができる。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び事業所の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により費用弁償することができる。

(監事の費用弁償)

第5条 監事が法人及び事業所の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により費用弁償することができる。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のために出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費支給とする。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することが出来る。

(適用除外)

第7条 事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て評議員会の議決を得なければならない。

附則

従前の役員等報酬規程（平成25年4月1日施行）は、廃止する。

この規程は、平成30年3月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 (日額)

名 称	費用弁償費
理事会への出席	3,000円(市内在住者)
	5,000円(市外在住者)
評議員会への出席	3,000円(市内在住者)
	5,000円(市外在住者)
評議員選任・解任委員会への出席	3,000円(市内在住者)
	5,000円(市外在住者)

別表2 (日額)

名 称	費用弁償費
理事の法人・事業所業務のための出席	3,000円(市内在住者)
	5,000円(市外在住者)
監事の監査等への出席	3,000円(市内在住者)
	5,000円(市外在住者)

別表3 (出張旅費)

旅費等内訳		
旅費		その他(日額) 3,000円
宿泊費	交通費	
実費(上限15,000円)	公共交通機関の実費	